

札幌市飲食店の未来応援事業実施要綱

(通則)

第1条 札幌市が実施する飲食店の未来応援事業(以下「本事業」という。)については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、「購入型クラウドファンディング」を活用し、市内飲食店で利用できる前売りのプレミアム付き食事券を発行することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経営上大きな影響を受けた飲食店の売上回復や資金繰りの改善につなげることを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 札幌市は、前条の目的を達成するため、札幌市飲食店の未来応援事業事務局(以下「事務局」という。)を設置し、事業に必要な事務を事務局が行う。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内飲食店

北海道内に本社(本所)を有する法人又は個人が、札幌市内で営業している飲食店等(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条に基づく許可を受けている、日本標準産業分類「中分類76-飲食店」又は「中分類80-娯楽業」のうち「細分類8095-カラオケボックス業」に該当する事業者)とする。

ただし、下記ア及びイに該当するものを除く。

ア 反社会的勢力(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。)が営む店舗

イ その他札幌市長が特に不相当と認める店舗

(2) 購入型クラウドファンディング

支援者からの資金提供を受ける代わりに、食事券など金銭以外の一定のリターンを提供するクラウドファンディングの形式のこととする。

(支援金の募集及び支払い)

第5条 事務局は購入型クラウドファンディングを活用して支援金を募集する。

2 事務局は、支援を受けた飲食店に対して、支援額に30%のプレミアム分を上乗せした金額を支払うものとする。なお、幅広い飲食店に支援金が行き渡るため、1店舗当たりの支援額及び1事業者当たりの支援総額については上限を設けるものとする。

3 事務局は、参加飲食店の資金繰り等に配慮するため、速やかに前項の支払いを完了させなければならない。

(食事券の発行)

第6条 飲食店は、事務局から支援額及びプレミアム分の受領後、速やかに当該金額に相当する食事券を支援者へ発行する。

(食事券の使用)

第7条 食事券は、発行元の飲食店における特定取引においてのみ使用することができる。

2 特定取引に使用された食事券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、支援先飲食店からの当該上回る額に相当する金銭(いわゆる「釣銭」)の支払いは行われな
いものとする。

3 食事券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

4 食事券は、支援者本人に限り使用することができる。

5 食事券は、イートイン、テイクアウト、デリバリーで利用可能とする。ただし、札幌市
は、市内の新型コロナウイルスの感染状況等を注視し、食事券の利用制限等を行う。

(参加飲食店の登録要件等)

第8条 事務局は、市内飲食店を対象に、参加飲食店を募集し、申請した店舗を登録する。
ただし、下記(1)から(3)に該当するものを除く。

(1) 反社会的勢力(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年 条例第6号)
第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する
暴力団関係事業者をいう。)が営む店舗

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく休業又は営
業時間短縮等の要請等に反し、北海道知事から命令・公表を受けた店舗

(3) その他札幌市長が特に不相当と認める店舗

2 事務局は、参加飲食店に対して、「北海道飲食店感染防止対策認証制度」の認証の取
得を推奨することとする。

(参加飲食店の責務)

第9条 参加飲食店は、不正が疑われる場合を除き特定取引において食事券の受け取りを拒
んではならない。

2 参加飲食店は、食事券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

3 参加飲食店は、本市が別に定める誓約事項を遵守しなければならない。

(調査・取消等)

第10条 事務局は、参加飲食店が前条の規定に反する疑義が生じた場合は、必要な調査を
行うこととする。

2 札幌市及び事務局は、参加飲食店が前条の規定に反する事実が判明した場合は、当該飲
食店の登録を取り消すとともに、当該飲食店に対して支援者に支援額の返金を行うよう求
めるほか、プレミアム分の返還手続きを行うこととする。

(不正防止への取組)

第11条 プレミアム分の取得のみを目的とした、自店または参加飲食店同士の支援行為な
どの不正行為を極力防止するため、1アカウントによる1店舗への支援上限額を定める。

2 事務局は、支援金募集期間において、前項について遵守されていることの確認を行う
こととする。

3 第1項に違反する事実が判明したときは、事務局は、同アカウントからの支援金を全
て無効とし、必要な手続きを取ることとする。

(その他)

第 12 条 この要綱の実施のために必要なその他の事項は、経営支援・雇用労働担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）5 月 23 日から施行する。